

擁壁設置工事費の一部助成を希望される方へ

北区では、地震、台風及び集中豪雨等の自然災害に備えるためにがけ、擁壁等の改善工事を行う方に対して、改善工事に必要な経費の一部を助成します。

なお、この助成制度は、建築物の耐震性を保証するものではありませんので、ご注意ください。

1. 助成対象となるものは、北区内にある防災上危険ながけ及び既存の擁壁で、安全対策として工事を行う必要のある次のいずれかに該当するものです。

- ① 道路等に面する高さ 1.5m 以上のもの
- ② 2.0m を超えるもの（工作物の確認申請が必要な部分）

※ 不動産の譲渡又は貸付を業とする者が、当該業のため所有又は占有するものは除きます。

2. 助成の対象となる方は、次のすべてに該当する方です。

- ① 上記に規定する対象となるがけ及び擁壁の所有者又は占有者
- ② 住民税を滞納していない方

3. 助成金額

- ① 擁壁工事又は擁壁改修工事に要する工事費用の 3 分の 1 の額（1 千円未満は切り捨てる。限度額 400 万円）。
- ② 総合評価ランク D 又は E に該当するものは、工事費用（地盤調査費及び設計費を含む。）の 2 分の 1 の額（1 千円未満は切り捨てる。限度額 1,000 万円）。
- ③ 上記 1. ② に該当するものであって、当該擁壁が土砂災害特別警戒区域内にあるものは工事費用（地盤調査費及び設計費を含む。）の 2 分の 1 の額（1 千円未満は切り捨てる。限度額 600 万円）。

4. 助成申請の手続き

- ① 助成対象承認申請書（第 1 号様式）
- ② 擁壁等設計図書一式
配置図・立面図・構造詳細図・構造計算書・構造概要書等
- ③ 工事見積書（3 箇月以内に発行されたもの）
- ④ 当該土地の登記簿謄本（3 箇月以内に発行されたもの）
- ⑤ 申請者の住民票の写し（3 箇月以内に発行されたもの）
- ⑥ 申請者の住民税の納税証明書
- ⑦ その他（工作物の確認済証の写し等）

※ 助成の承認前に工事契約又は工事を行うと助成の対象となりません。

5. 全体設計申請

事業がやむをえず 2 か年度にわたるとき全体設計申請が必要になります。対象承認申請前に、全体設計申請書に必要書類を添えて、申請してください。

6. 申請の変更、取りやめなど

申請の内容に変更が生じた場合など、所定の手続きが必要となりますので、お問い合わせください。

※お問い合わせ先

東京都北区 まちづくり部 建築課 建築防災担当

TEL 03-3908-1240（直通）

北区擁壁等安全対策支援事業の流れ

